

健康保険法等の一部が改正されました。 主要内容についてお知らせします。

■ 傷病手当金の支給期間が通算されます。(令和4年1月1日施行)

現行	改正内容
・支給開始日から起算して1年6か月(支給がない期間も含まれる)	・支給開始日から <u>通算して</u> 1年6か月(出勤等により支給がない期間は支給期間に含まれない)

■ 任意継続制度の見直しが行われます。(令和4年1月1日施行)

改正事項	現行	改正内容
・資格喪失事由	・任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき ・死亡したとき ・保険料を納付期日までに納付しなかったとき ・被用者保険、船員保険又は後期高齢者医療の被保険者等になったとき	(現行に追加) ・任意継続被保険者でなくなることを希望する申出があった場合はその申出が受理された日の翌月の1日に資格を喪失
・標準報酬月額 の算定方法	①、②のうちいずれか低い額 ①資格を喪失した時の標準報酬月額 ②加入している保険者(健康保険組合等)の前年9月の全被保険者の平均標準報酬月額 (※当健康保険組合の②は現在「340千円」)	(現行に追加) ②を超える者について「健康保険組合の規約により資格を喪失した時の標準報酬月額」にすることができる

■ 出産育児一時金の支給額(令和4年1月1日施行) ※産科医療保障制度掛金額の変更に伴う変更

現行(令和3年12月31日以前の出産)	改正内容(令和4年1月1日以降の出産)
①出産育児一時金 : 404,000円 ②産科医療保障制度掛金 : 16,000円 ③出産育児一時金支給総額 : 420,000円	①出産育児一時金 : 408,000円 ②産科医療保障制度掛金 : 12,000円 ③出産育児一時金支給総額 : 420,000円

※産科医療保障制度の対象外の場合は「①出産育児一時金」が支給額となります。

■ 育児休業中の保険料免除要件の見直しが行われます。(令和4年10月1日施行)

改正事項	現行	改正内容
・標準報酬月額に係る免除要件	・休業を開始した日の属する月から終了する日の翌日が属する月の前月までの保険料を免除	(現行に追加) ・同月内に14日以上の子育て休業を取得した場合は当該月の保険料を免除
・標準賞与額に係る免除要件		(現行に追加) ・賞与に係る保険料については、1か月を超える子育て休業を取得している場合に限り保険料を免除